

宇治市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

**令和 8 年 4 月
宇治市教育委員会**

目 次

1	計画の趣旨・現状	1
2	目標	2
3	計画期間	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	4

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

教育職員の業務が長時間に及ぶ状況が未だ課題となっている中、国においては、教育の質の向上に向け、学校における働き方改革を一層推進するため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、給特法）」が令和7年6月に改正された。

本計画は、改正給特法の中で新たに設けられた第8条第1項に規定される計画として、宇治市教育委員会が「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に即して、業務量管理・健康確保措置実施計画として策定するものである。宇治市教育委員会では、京都府教育委員会、各校と連携するとともに、家庭、地域など様々な関係者にもご理解・ご協力をいただきながら、教育職員の働き方改革を進めていくこととする。

(2) 本市の現状

宇治市教育委員会では、令和2年4月に「宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定し、所管に属する学校の教育職員の時間外在校等時間の上限時間を規定するとともに、同規則に基づき、「宇治市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、宇治市立学校に勤務する教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和7年度は以下のとおりであった。

【令和7年度の時間外在校等時間の状況（一般教育職員のみ）】

	年平均	月45時間を上回る割合※1	月80時間を上回る割合※2
小学校	月24.2時間	18.2%	1.8%
中学校	月38.1時間	37.4%	10.6%

【令和7年度の時間外在校等時間の状況（全教育職員）】

	年平均	月45時間を上回る割合※1	月80時間を上回る割合※2
小学校	月26.4時間	20.8%	2.2%
中学校	月39.8時間	39.3%	11.5%

※1 1日の時間外在校等時間の1か月の合計時間が45時間を上回る割合の年間平均値。

※2 1日の時間外在校等時間の1か月の合計時間が80時間を上回る割合の年間平均値。

全教育職員の時間外在校等時間については、月45時間を上回る割合が小学校20.8%、中学校39.3%と中学校で多くなっている。成績処理や部活動などの業務負担が大きく、ICTの導入や部活動指導員の積極的活用等を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

2 目標

○本計画における目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標 【令和7年度数値】

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。【13.8日】
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者割合を10%まで減少させる。【18.3%】

3 計画期間

令和8年度から令和11年度までの4年間とする。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 業務の見直し、及び職場環境の改善に関する取組

○宇治市教育委員会では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

ア 授業、学級経営関係

① 教科担任制の推進等

主に小学校において、教科担任制の推進や学級経営の工夫などにより、質の高い教育の実現を図るとともに、授業・授業準備や学級経営に係る業務の効率化を図る。

② デジタル採点システムの導入

主に中学校において、デジタル採点システムの導入を推進し、採点に要する時間を減少させる。

③ 教育課程の編成等の工夫

標準授業時数を上回っている教育課程の編成見直しや柔軟な教育課程の編成などによるカリキュラムマネジメントにより、各学校の状況に応じた効果的な指導を推進する。

イ 部活動関係

④ 活動時間の見直し

「宇治市部活動指導指針」に沿った取組を実施し、特に土・日曜日における在校等時間の縮減につなげる。

⑤ 部活動指導員の活用

部活動指導員等、外部人材の積極的な活用により、在校等時間の縮減につ

なげる。

ウ 生徒指導、保護者対応等関係

⑥ スクールカウンセラーなど専門スタッフ等の体制拡充

多様な課題を抱える児童生徒にきめ細かな指導・支援ができるよう、専門スタッフの体制拡充を図るとともに、学校全体でチームとして組織的に対応する体制の充実に努める。

⑦ 生徒指導に関する資質能力向上に向けたサポート

主に若手教育職員に向けて、生徒指導に係る資質能力向上を目的とした研修を実施するとともに、組織的に連携しながら対応することにより、迅速かつ確かな生徒指導対応につなげる。

⑧ SNS等トラブルへの対応に係る支援

関係機関と連携し、情報モラル教育の実践方法や、児童生徒のSNS等でのトラブル発生時における対応力の向上を支援する。

エ 学校行事、学校経営、事務等関係

⑨ 共通様式の提示

学校で取り扱う様々な書類で様式が定まっていないものの様式を作成・提示することで、業務の改善と効率化を図る。

⑩ 調査等の見直し・縮減

宇治市教育委員会が実施している調査や発出している通知等について、ICTの活用、様式の簡素化などにより、さらなる見直し・縮減を図る。

⑪ 校内行事の見直し

体育大会や文化発表会等の校内行事について、児童生徒の育ちを踏まえて、業務の改善を図る。

オ 働きやすい環境づくり関係

⑫ 柔軟な働き方

教育職員のライフステージ等に合わせた柔軟な働き方を促進し、ワーク・ライフ・バランスの向上につなげる。

⑬ ハラスメント対策

ハラスメントを未然に防ぎ、風通しの良い職場となるよう、研修や啓発を実施するとともに、相談体制を整備することにより、メンタルヘルスの向上につなげる。

⑭ メンタルヘルス対策

精神性疾患で休養・休職する教育職員に対する支援をはじめ、セルフケアやカウンセリングに関する周知・啓発を行うとともに、風通しの良い職場環境づくりに向け、教育職員を対象とした研修を実施することにより、メンタルヘルスの向上につなげる。

(2) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- 教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1 か月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に対して、医師による面接指導（こころの健康相談）を積極的に受けるよう指導していく。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口をより充実させ、周知徹底する等、相談しやすい環境の整備に努める。
- ・ 教育職員のストレスチェック実施率を 90 % 以上にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。（令和7年度実施率68.7%）
- ・ 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各校に対して取得を促進する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、宇治市立学校に勤務する教育職員の時間外在校等時間の状況を把握し、定期的に宇治市ホームページで公表するとともに、教育委員会会議及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 学校での児童生徒等の支援において、専門的な人材の確保にあたり、関係部局・関係機関と協力した取組を検討する。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、校務支援システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 宇治市教育委員会において、各校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校に対しては、速やかに状況が改善されるよう、当該校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、宇治市教育委員会からの支援を強化する。各校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 宇治市立学校教職員安全衛生委員会の中で、業務量管理・健康確保措置に関する取組状況や課題について議論し、教育職員の健康保持増進と継続的改善を図る。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域に対して、宇治市教育委員会における業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、より良い学校教育の実現に向けて協力を得られるよう取り組む。